# 新 城 市 議 会

厚生文教委員会

平成25年3月14日(木曜日)

### 厚生文教委員会

日時 平成25年3月14日 (木曜日) 午後1時30分 開会 場所 委員会室

#### 本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会

第9号議案「質疑・討論・採決」第10号議案「質疑・討論・採決」第11号議案「質疑・討論・採決」第12号議案「質疑・討論・採決」第13号議案「質疑・討論・採決」第14号議案「質疑・討論・採決」

# 出席委員(6名)

委員長 鈴木眞澄 副委員長 前崎みち子

委 員 下江洋行 加藤芳夫 鈴木司郎 荒川修吉

議 長 夏目勝吾

#### 欠席委員 なし

#### 説明のために出席した者

市民病院、健康医療部、教育部、消防本部の副課長職以上の職員

## 事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書 記 伊田成行

#### 開 会 午後1時30分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、13日の本会議において本委員会に 付託されました第9号議案から第14号議案ま での6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第9号議案 地域社会における共生の実現 に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例の制定を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 第9号議案の附則のところにただし書きがあるんですけれども、第4条の規定は平成26年4月1日と、通常でいくと新年度の4月1日なんですけれども1年ずらしてあるのと、この第4条の2ページの改正のところ、ちょっと意味がよくわからないですけれど、9条の2の1の第5条1項、12項を第5条11項に改めて、この改めるという、この辺の中身というのはどういうものかちょっと教えていただけますか。条文が変わったのはいいんですけれども、何を目的にするか。

## **〇鈴木眞澄委員長** 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 附則につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律ということで、この中におきまして、障害者施設の支援の関係で、共同生活介護、ケアホームの共同生活援助の一元化ということで、その部分がなくなりまして、その部分の法律改正が26年4月1日から施行されるということで、今回この条例改正に伴いまして、一緒にこの改正をさせていただいたということで、ですから附則で26年4月1日からということで、ただし書きでお願いし

ているものであります。

〇鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 でも、1年余の先のことを 今このただし書きでやるということは、これ はいいんですか。来年のというか、25年度に 入ってから、26年4月1日から施行するんで したら、共同の何とかという、今言いました ね、自立支援だか、その施設というか、それ を施行する前に条例で出せばいいんですけれ ども、この新年度のこの時期に出すというの はどういう、今聞いてはおったんですけれど も、なぜこんなに早く出す必要があるのかと いうか。

**〇鈴木眞澄委員長** 田中福祉課副課長。

○田中秀典福祉課副課長 法律の施行に向けまして、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律でございますので、これが25年4月1日に施行されます。これを受けて、障害者の自立支援法が障害者総合支援法と法律名が変わってまいります。ただ、その制度内容につきまして、先ほど申しましたように、共同生活介護、ケアホームがグループホーム、共同生活援助への一元化と制度が変わってまいりますので、事前にそういうようなところの周知というような意味合いがあろうかと思っております。

それに伴いまして、平成26年4月1日にこれが一元化されるというような状況でありまして、その条項が、これまでは共同生活介護と共同生活援助とそれぞれ分かれておったわけですが、一元化されることによってその1項がなくなっていくことによって、条項の繰り上がりが出ているという状態であります。

**〇鈴木眞澄委員長** 加藤委員。

**〇加藤芳夫委員** いまいち、ちょっと理解が できないけれど。

共同生活自立支援は、もう25年度中にはスタートするんだよね。しちゃうんだよね。だけども、法律の施行は来年の4月1日。何か

ちょっと。済みません、わかりやすく。

- **〇鈴木眞澄委員長** 田中福祉課副課長。
- 〇田中秀典福祉課副課長 先ほど申しました 地域社会における共生の実現に向けてのこの 関係法律の整備に関する法律というものの施 行が25年4月1日で行われるわけです。その 法律の中で、総合支援法の中の共同生活介護 の一元化が26年4月1日から行うと決まって おるということです。国の法律であります。
- **〇鈴木眞澄委員長** 加藤委員。
- ○加藤芳夫委員 何で、こんな今、じゃあ、 26年4月1日でもいいんじゃない。来年の3 月の議会でもいいんじゃないかなと私は思う んですけれども。今じゃなければいけない理 由というのは何。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目福祉課長。
- ○夏目考温福祉課長 整備法自体が25年4月 1日というところにあります。法律によって、 全て今この条例改正をしなさいという指示が 来ておりますので、その中に26年4月1日施 行だけれども、法自体を25年4月1日で施行 しなければいけませんので、それに伴って同 じように改正をさせていくというところにな ります。
- **〇鈴木眞澄委員長** 加藤委員。
- **〇加藤芳夫委員** 済みません。ちょっと、わかりやすく、何かちょっと出してくれますか、どうしてこうなるかというのを。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目福祉課長。
- **〇夏目考温福祉課長** 申しわけありません、 説明が下手で。

今回、自立支援法が障害者の総合支援法に変わります、どっちも長い名前ですけれども。これを変えるために整備法というのができました。その整備法を本年4月1日でやりますねというところが出てきて、その施行を受けることによって自立支援法だったものが障害者の総合支援法に変わっていくというところがございます。そこで、整備法自体が施行される、その整備法の中身は、26年4月1日と

いうのもありますし、25年4月1日施行というものも内容はございます。

- 〇鈴木眞澄委員長 加藤委員。
- **〇加藤芳夫委員** その法律の中に26年4月1 日もあるし、25年4月1日もあると。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目福祉課長。
- ○夏目考温福祉課長 はい、整備法自体は名前を変えるというところになります。自立支援法の障害者総合支援法という第2段階になるわけですけれども、その中の施行が名前が変わった福祉法のほうが、そこの中で施行の期日を変えている、時期が違うものがございます。25年4月1日のものと26年4月1日のものというところで、先に整備法ができちゃったことによって、全て名前を変えなさい、これからの26年のものも含めたものを今回出させていただいております。
- **〇鈴木眞澄委員長** 加藤委員。
- **〇加藤芳夫委員** 第4条の規定については、 改めて26年4月1日ということで、ただし書 きでうたわなければいけないという意味なの。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目福祉課長。
- ○夏目考温福祉課長 そのとおりです。
- ○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

- ○前崎みち子委員 済みません、そうすると、 今、障害者自立支援協議会をやってますよね。 それも今度、総合支援協議会ですか、名前も 変わるんですか。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目福祉課長。
- ○夏目考温福祉課長 地域自立支援協議会ですので、地域自立支援を支援協議会なんかに変えるというところではございません。地域自立支援協議会という名前だけですので、障害者自立支援法の中の地域自立支援協議会ですので、そこは別に変える必要はございません。

この自立支援協議会自体は、どんな名前を 使ってもいいというのがまた法律というか、 指導で来ておりますので、そこは問題はございません。

**○鈴木眞澄委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

**〇鈴木眞澄委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇鈴木眞澄委員長** 異議なしと認めます。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市指定地域密着型 サービスの事業及び指定地域密着型介護予防 サービスの事業に関する基準を定める条例の 制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

- ○前崎みち子委員 この議案は、今回、富岡 につくられる小規模地域密着型介護老人福祉 施設の1カ所、富岡につくられる1カ所と、 それから作手につくられるグループホームの 関係で、この二つの施設に関する議案という ことで捉えていいでしょうか。
- **〇鈴木眞澄委員長** 斎藤長寿課長。
- ○斎藤徳之長寿課長 これは、その二つに特化したものではございません。

まず、一つは理由のところにあるんですけれども、地域社会における共生の実現に向けて云々という関係法律の整備により介護保険法の一部が改正されたということで、地域密着は、先ほど前崎委員が言ったように、小規

模特養、それからグループホーム、その他、 夜間対応型の訪問介護でありますとか、それ から認知症対応の通所介護、デイサービスで すとか、富栄にあります小規模多機能型の居 宅介護でありますとかいったものも、もろも ろも含んでおります。その二つに特化したも のではございません。

- 〇鈴木眞澄委員長 前崎委員。
- **○前崎みち子委員** ということは、これによって、何かサービスにおいて変わることとかは、何かあるんでしょうか。
- 〇鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。
- ○斎藤徳之長寿課長 これによって、サービスが変わることはございません。

一応東三五市で、それに限定するわけではないんですけれども、東三五市で事業展開をしてくださっている法人さん、例えば、新城、豊川、豊橋にそういったサービス事業者を置いていく法人さんもございます。

考え方としては、条例化するんであるから、いろんな基準を変えていくということもできないことはないと思うんですが、今回、そうやって変えてしまいますと、あそこではどうだったというような話になるかもしれません。したがいまして、当面は、本市においては足並みをそろえながら、国の基準どおりというような形で持っていきたいと思います。サービス内容が特に変わることはございません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

〇鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

〇鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第11号議案 新城市新型インフルエンザ等 対策本部条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

**〇前崎みち子委員** この条例によって市の実務というか、何かそういうことで、大きく業務に負担になるようなことはないんでしょうか。

- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目健康課長。
- ○夏目昌宏健康課長 まだ、これは本部設置 の条例ということでございますけれども、行 動計画というのをまたこれとは別に策定して いく必要がございます。現在、国の動きの情 報が、県を経由してほとんどまだおりてきて いないという状況にございまして、行動計画 も法に基づいたもので新たにつくるというこ とでありますが、国においてもまだ行動計画 はできておらず、それによって県、市も当然 のことながら手が付けられない状態でありま すので、ふだんの一般業務の中において負担 になることはというのは、実際こういうこと が起きてくると負担になることはあるんじゃ なかろうかと思いますけれども、まずは国の 行動計画、県の行動計画を見てからでないと、 今のところちょっと判断はできかねる状態で ございます。

以上です。

- **〇鈴木眞澄委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木司郎委員 この条例の中の2条の第4 項に、必要な職員を置くことができるという ようなことがうたってあるんですが、これは どれぐらいの組織でもって運営していくとい うようなことを考えておられるのか。また、

この中には、医師等の専門職といった者も入れていくことを考えておるのか、そこら辺ちょっと。

- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目健康課長。
- ○夏目昌宏健康課長 必要な職員ということ でございますけれども、今考えておりますの は、市の職員の中の部長職、課長職等を考え ております。あと、医療関係者におきまして は、先ほど言いましたけれども、国の行動計 画とか、県の行動計画を見ないと何とも言え ないかなと思っております。

なお、法律では、本部員の中に副市長、それから教育長、それから消防長は入れると明記をされております。

以上でございます。

- **〇鈴木眞澄委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木司郎委員 それからもう一点、この附 則の書き方です。ちょっと、変わった書き方 してある附則だと思っておるんですが、今現 在、国では有識者会議等を開いて、いろんな 意見聴取等をしておると思うんですが、国で は、法の施行日というのは、まだいつごろ施 行されるかというのは全然わからないわけで すよね。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目健康課長。
- ○夏目昌宏健康課長 このインフルエンザの 特措法は、昨年の5月11日に交付されており ます。施行に当たりましては、交付の日から 1年を超えないということで、今年の5月 10日までに施行するというような形になって おりまして、今のところ、いつという情報は ございません。定められておるところからい くと、5月10日までのということでございま す。

この附則につきましては、今そのような法律の施行の状況が定められていないというところで、今回、この条例を市議会に上程するに当たりまして、もし議会の会期中の間に法が施行されたりとかというようなことも想定されましたので、基本は法の施行の日から施

行するということなんですけれども、会期中 にもし施行されるとということで括弧書きを あえて付けさせていただいたというものでご ざいます。

以上です。

**○鈴木眞澄委員長** ほかに質疑はありませんか。

下江委員。

- ○下江洋行委員 このインフルエンザ対策本部条例の本部長については、明確に誰がということはこの条文ではちょっとわからないんですが、第2条の5のところに、この前項の職員は市の職員のうちから市長が任命するとありますけれども、本部長はどういう方を想定すればいいんでしょうか、市長なんでしょうか、それとも違うんでしょうか。
- **〇鈴木眞澄委員長** 夏目健康課長。
- ○夏目昌宏健康課長 本部長でございますけれども、法律で本部長は市町村長が当たるというようなことを明記されておりますので、本部長は市長ということになります。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇鈴木眞澄委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 新城市公民館の設置及

び管理に関する条例の一部改正を議題とします.

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇鈴木眞澄委員長** 異議なしと認めます。

よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第13号議案 新城市青年の家設置及び管理 に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

- ○加藤芳夫委員 ちょっと教えてもらいたいというか、第2条中というか、「次のとおり」を新城市庭野字岩本8番地に改めるという、これはちょっと第2条中というか、2条がよくわからないので申しわけないですけれども、何をどう変更しているのかと、次のとおりをそこの住所の岩本8番地に改めるということはわかる。この条文の意味をちょっと教えてください。
- **〇鈴木眞澄委員長** 鈴木生涯学習課副課長。
- ○鈴木隆司生涯学習課副課長 第2条中の次のとおりを新城市庭野云々のところでございますが、新城市青年の家の設置及び管理に関する条例につきましては、現在、新城にあります青年の家と、今回削除をお願いいたします作手の青年の家が一本で整理されておりま

す条例でありまして、その一本の条例の中の 作手青年の家に該当する部分を一気に落とす という形で、今回整理をさせていただきたい という形になっております。したがいまして、 第2条中云々のところにつきましては、それ 以下に作手の地番が載っておったんですけれ ども、それを削除して、新城の青年の家の地 番だけを残すというような形で表記がされて おるのがこの改正条例の部分でございます。 以上です。

〇鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありません か。

前崎委員。

- ○前崎みち子委員 今回、市長の方針の中に もあったんですが、直営に変わって作手はな くなるということの条例の一部改正なんです けれど、内容的に今度、共育の拠点とすると いうようなことが市長の中にもありましたけ れど、その辺につきまして何かこれから、 25年度につきまして何か変わるようなことは あるんでしょうか。
- **〇鈴木眞澄委員長** 鈴木生涯学習課副課長。
- ○鈴木隆司生涯学習課副課長 25年度以降に つきましては、今、新城市の庭野にあります 新城の青年の家のみという形になりますけれ ども、先ほど前崎委員さんがご指摘のとおり、 25年度から直営で新城の青年の家も管理運営 してまいります。管理運営につきましては、 市の職員を配置するとともに、あと自主的な、 今、施設管理が中心になっておりますので、 施設自体で企画した主催事業の展開等も予定 しておりますので、直営が目に見えるような 形で25年度以降は運営していきたいと考えて おります。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。 これより討論を行います。 討論はありませんか。

[発言する者なし]

〇鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇鈴木眞澄委員長** 異議なしと認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第14号議案 新城市立小中学校体育施設の 使用料に関する条例の一部改正を議題としま す。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 1点だけ、済みません。

この使用料の単価なんですけれども、これは、昼間も5時以降の夜も料金の変更はないですか。昼間の1時間も夜の1時間も同じ料金なんですか。

- **〇鈴木眞澄委員長** 佐宗スポーツ課長。
- **○佐宗勝美スポーツ課長** 料金につきましては、昼も夜も一緒で考えております。
- **〇鈴木眞澄委員長** 加藤委員。
- **〇加藤芳夫委員** ライトを大分使うよね、夜は。昼間でも使うのか。
- **〇鈴木眞澄委員長** 佐宗スポーツ課長。
- ○佐宗勝美スポーツ課長 昼間、夜、体育館 の場合ですと、多くが昼間でも電気をつけて 使うというのがほとんどでございます。 です から、昼にかかわらず、夜でも同じ形で、半面100円というような形にしました。
- **〇鈴木眞澄委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木司郎委員 別表の関係の書き方なんで、 ちょっとおかしな質問をしちゃうんですが、 体育館やなんかは半面、全面というのはわか るんですが、武道場、弓道場というのを全面

とかって、そういうことを言うんですか。

- **〇鈴木眞澄委員長** 佐宗スポーツ課長。
- ○佐宗勝美スポーツ課長 どういう表記が正 しいかというとあれなんですけれど、一応、 武道場はもう1施設という言い方のほうが正 しいかと思うんですけれど、体育館で分けま したので、こちらは全部一施設という格好で もいいんですけれども、とりあえず全面とい う表記にさせていただきました。
- ○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 これは、使われる方たち、 利用者団体の話し合いというか、声をお聞き して、改正が必要だと思って改正をされたみ たいな説明があったんですが、今後、これは 半面、全面、結構わかりづらい、使っている ときに、料金がそこで、例えば子どもたち、 みんな家族で来たときに、全面使用して、遊 びだか、その辺が細かいことは言わないんで すけれど、いろんな意味でわかりづらくなる ところがあったりして、例えば今度、1年や ってみたけれど、またこういう公的な施設の 使用料の話し合いというのは、毎年こういう 形で使用料について話し合う場があったのか、 それとも特別こうして、もう一度、使用料を 見直そうということで話し合われたのか、そ の辺についてはどういうようになっています でしょうか。

- **〇鈴木眞澄委員長** 佐宗スポーツ課長。
- ○佐宗勝美スポーツ課長 この使用料徴収というのが平成24年4月1日から条例改正されまして、新たな試みということで徴収してまいりました。しかし、これが1施設、1時間200円という形で今まで徴収してきたわけなんですけれど、体育館の大きさ、中学校あたりで言いますと、バレーボールコートが2面とかとれますので、そうすると2団体で使う、その場合、1団体100円で済んでしまう。だけど、小さな体育館は、バレーボールコート

が1面しかとれません。ですから、その施設 は200円払っていただいておりました。

それで、いろいろ9カ月間、登録団体の方に利用していただいたところ、そういった面での不公平感があるんじゃないかというような意見を多く聞くようになったものですから、全登録団体にお集まりいただきました。会場は3カ所、作手、鳳来、新城地区に分けまして、登録団体の代理者の方にお集まりいただきまして、いろんな意見を聞いたところ、豊橋、豊川等の事例もございまして、分けて使える大きな体育館については今までの料金の半額として、小さな体育館と大きな体育館半面使ったときの料金が一緒になれば公平ではないかというような話があったものですから、今回、このような金額に設定させていただきました。

- **〇鈴木眞澄委員長** 前崎委員。
- **○前崎みち子委員** 確認ですけれど、大きな 体育館で半面を使用する場合は、もちろんそ れは100円ということですね。

続けて、これで1年で使用料、9カ月使ったところで見直したということなんですけれども、今後、この見直しで、また1年たったときに、この見直しというか、また皆さんに集まってもらって、こういうような意見交換というか、今後もこういうことは料金だけじゃなくても、こういうものを使っている人たちの中でのいろんな意見交換みたいなのは、今後、予定されているものなのか、これは特別この使用料のために開いたものなのか、それをお聞きしたいと思います。

- **〇鈴木眞澄委員長** 佐宗スポーツ課長。
- ○佐宗勝美スポーツ課長 お集まりいただい た会議というのが昨年の12月に行ったわけで すけれど、料金のみならず、例えば、こうし てもらうともっと使用がしやすいだとか、掃 除道具が欲しいねだとかいったいろんな声も ありまして、それらはこういった事務局サイ ドで利用者の意見を聞いて対応できますので、

そちらは順に対応しておるわけでございますけれど、料金改正につきましては、議会の承認がいるということで今回上げさせてもらっておるんですけれど、それでは来年、それじゃあ金額を上げようかとかいったことは特別考えてはいないですけれど、利用者の方、多くの方がまた利用方法について変えてほしいだとかいったものにつきましては、逐次聞く姿勢を持っておりますので、利用者の利便性を図るということでは、変えられるべきところは変えていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇鈴木眞澄委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇鈴木眞澄委員長** 異議なしと認めます。

よって、第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇鈴木眞澄委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後2時07分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄